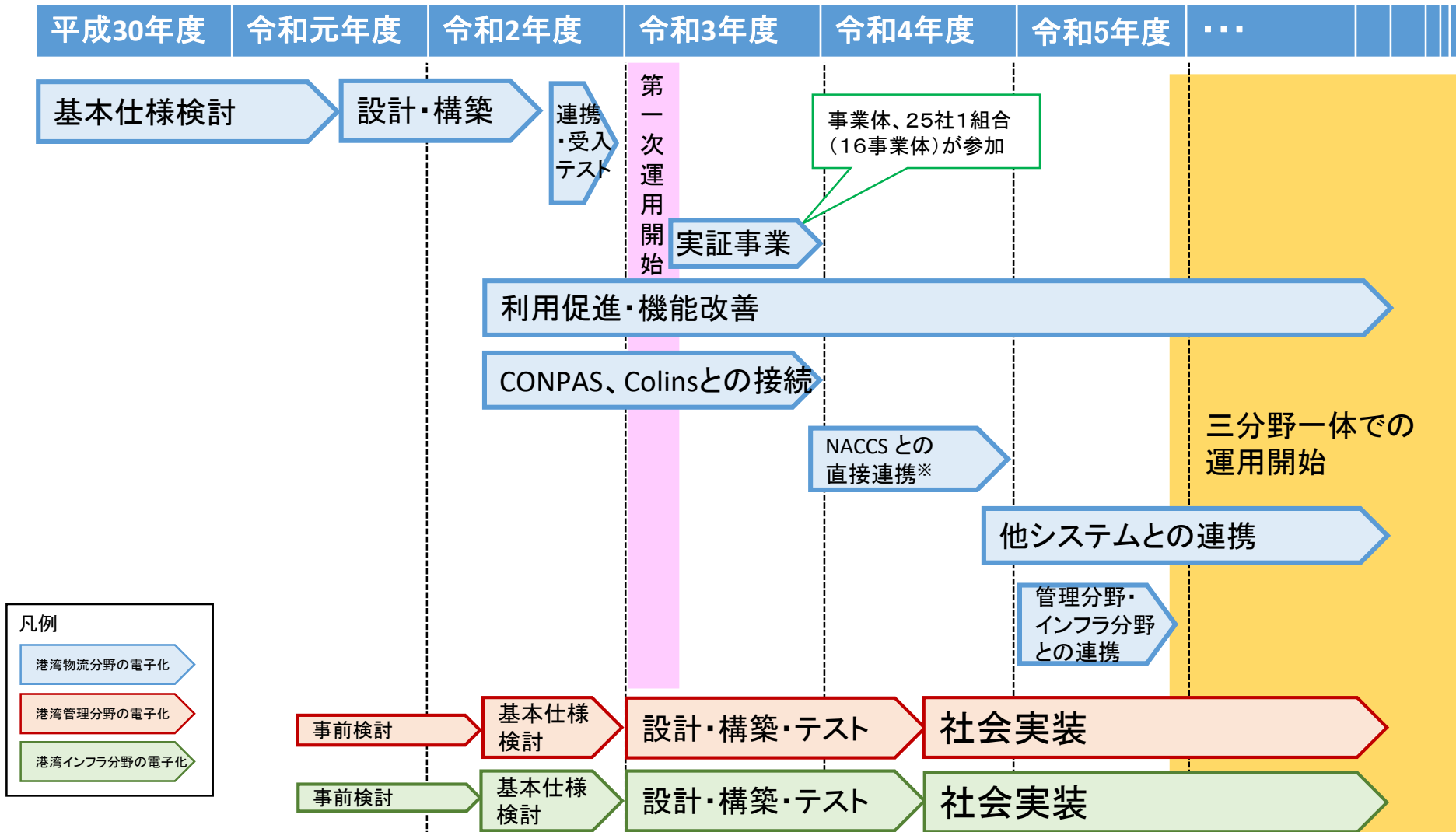


# 今後の取組予定について

---

- 港湾物流全体の生産性向上や港湾の国際競争力強化を目指し、今後以下のとおり取り組む。
  - 令和4年度は、NACCS等他システムとの連携を強化するほか、利用促進及び機能改善等を実施。
  - 令和5年度以降も、利用促進・機能改善に加え、他システムとの連携やCyber Port三分野間の連携等を行う。



凡例

- 港灣物流分野の電子化
- 港灣管理分野の電子化
- 港灣インフラ分野の電子化

※netNACCSを介したファイル連携機能は、第一次運用開始時点で実装済

# 今後の利用促進の方策

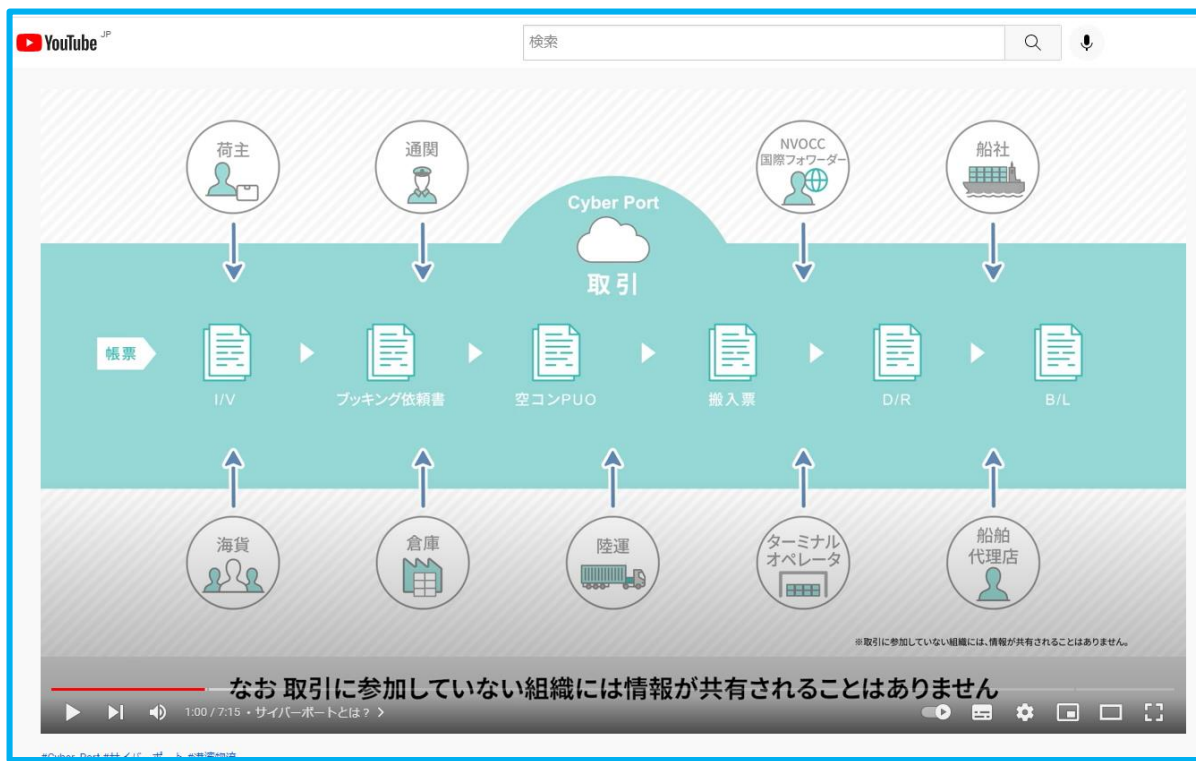
- 荷主等、数の多いステークホルダーに対して、更なるCyber Portの認知度向上、理解促進が必要であり、物流関係メディアへの掲載やポータルサイトを活用した広報活動を計画。
- 過年度には事業種別ごとの利用メリット等をまとめた動画や説明資料を作成しており、引き続き事例紹介等のコンテンツを充実、有効活用していく。

## ○導入メリット動画(4種類・各7分程度)

<https://www.cyber-port.net/ja/video>

Cyber Portの特長や導入メリットを解説した動画を掲載。

- ・ 荷主向け
- ・ 海貨業者向け
- ・ 外航船社向け
- ・ ターミナルオペレータ、陸運業者、倉庫業者向け



# 今後の機能改善の方策

- 令和4年度は、利用者から頂いていたご意見等を踏まえ、以下の機能改善について対応を検討する予定。特に、今後船社への利用促進を進めていくための機能拡充を検討していく。

## 令和4年度に対応を検討している主な機能改善例

※CP: Cyber Port

対応の概要	利用者からのご意見・課題	対応案
タスク管理機能の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPの帳票はデータ項目が多すぎるため、取引相手が求める入力必須項目を入手できるようにしてほしい。あるいは、取引相手を指定すると入力制限がかかるようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローや入力必須項目を利用者が任意に定義する「タスク管理機能(仮称)」を検討。</li> <li>取引先を設定すると、帳票画面上で入力必須項目が可視化されるGUI利用者向け機能を想定(API利用者向けには、取引先が定める入力必須項目を資料にまとめることなどを想定)。</li> </ul>
帳票編集ロック機能の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力された情報を別の事業者が誤った内容に書き換えた場合、その結果に誰が責任を持つのか。他の取引参加事業者に知られずに取引共通のデータを書き換えできることは問題。</li> <li>帳票単位ではなく、データ項目単位で、他事業者に対して入力制限をかける仕組みが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に実装した「タイムライン機能」により、帳票の更新履歴を可視化する機能を実装したことで、一部解決済。</li> <li>今後、編集不可とするデータ項目を設定できる「帳票編集ロック機能(仮称)」の追加を検討。</li> </ul>
海上運賃支払い処理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上運賃の支払い処理を効率的に行える仕組みを用意してほしい。現状は、インボイスと全銀システムのデータとの紐付けを、人手で行っており、長年苦労している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP上の「取引」に紐付けて運賃支払いがされることで、紐付け作業が不要になると想定。他方で、支払い側の協力が不可欠となるため、実態調査を行った上で、CPとしてどこまで対応可能か引き続き検討。</li> </ul>
データ連携方式の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>外航船社やターミナルオペレータは、以前よりEDI(UN/EDIFACT形式)による連携機能を利用している事業者が多いため、EDIでのデータ連携に対応されるとありがたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFTMBC(船腹予約確認書)、IFTMAN(到着通知)については、令和3年度に連携機能を実装済。他のメッセージ形式(CODECO:ゲートイン・アウト情報、COARRI:積込み・荷降ろし結果報告等)への拡張を検討。</li> </ul>

# Cyber PortとNACCSの直接連携の機能

- Cyber PortとNACCSとの直接連携について、令和5年3月に連携機能のリリースを予定。
- NACCSの手続を行う際に、Cyber Portに入力されているデータを活用した場合、代表的な手続である輸出貨物情報登録(ECR)を例にとると、NACCSの手続で入力が必要な情報項目の内、最大8割の項目が自動入力可能となるため、港湾物流事業者の入力負荷が軽減。
- 現在、NACCS連携機能のプロトタイプを作成。このプロトタイプの検証を行うため、複数の企業へレビューをいただいているところ。



国土交通省プレスリリース資料(令和4年4月15日)

国土交通省 Press Release  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年4月15日  
港 湾 局

民間事業者の物流手続を効率化するため  
「Cyber Port」と「NACCS」のシステム間直接連携に取り組みます。

国土交通省港湾局と輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社は、民間事業者間の物流手続を電子化する「サイバーポート(港湾物流)」(Cyber Port)と、行政手続等をオンラインで処理する「輸出入・港湾関連情報処理システム」(NACCS)とのシステム間直接連携について、2023年3月からの連携機能の運用開始を目指し、実装を進めてまいります。

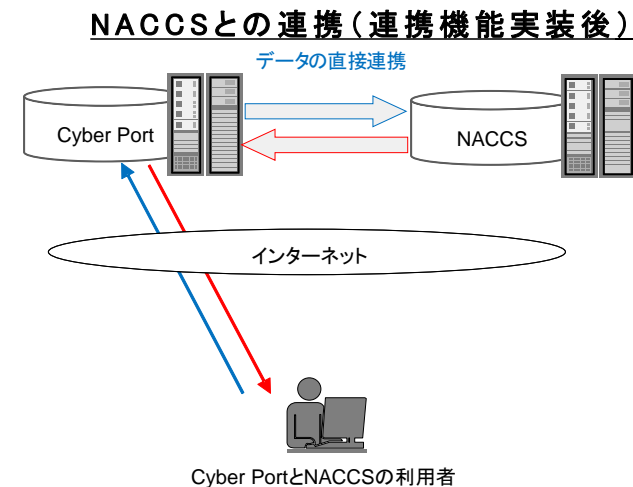
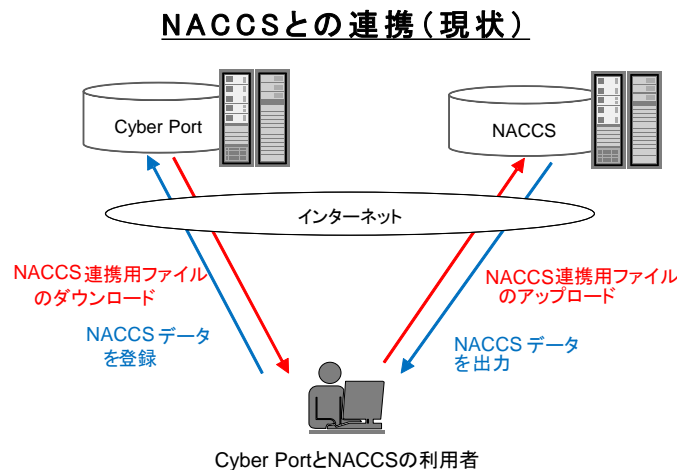



Cyber Port・COMPAS ポータルサイト: <https://www.cyber-port.net>  
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社: <https://www.naccs.jp>

- 「Cyber Port」と「NACCS」との連携機能の概要  
Cyber PortとNACCS間で直接データ連携ができる機能を実装することで、例えば物流手続と税関手続のワンストップ化が可能となるなど、双方のシステムの利用者の利便性向上が図られます。  
連携機能の具体的な内容は以下のとおりです。  
(注) NACCSへの手続・照会は、NACCS利用規程に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)により審査されます。
- ① Cyber Portで作成した帳票データを活用し、Cyber Port上でNACCSの手続が行えるようになります。  
・Cyber Port上で作成した帳票データを活用し、NACCSの各種業務コードへのデータ変換機能により、NACCSの手続に要する入力作業を大幅に軽減することができます。
- ② NACCSの照会業務をCyber Port上でも実施可能となります。  
・Cyber Port上でNACCSの照会業務を行うことができ、その結果確認できた通関手続の状況や貨物の搬入状況等について、Cyber Portの帳票に反映できるなど物流手続の後続業務を効率的に実施できます。
2. 「Cyber Port」と「NACCS」との連携機能の詳細  
連携を想定するNACCSの業務コードについては、別紙を参照ください。
3. その他  
連携機能の運用開始時期は2023年3月を指しておりますが、世界的な半導体不足の影響等により運用開始時期が遅れる可能性があります。

【問い合わせ先】  
国土交通省 港湾局 サイバーポート推進室 中沢、小本  
電話: 03-5253-8111 (内線 46642、46838) / 直通: 03-5253-9660  
メールアドレス: nakazawa-y2zmmilit.go.jp, ogi-k87f5milit.go.jp

## システム間直接連携後の利用イメージ (令和5年3月に機能リリース予定)



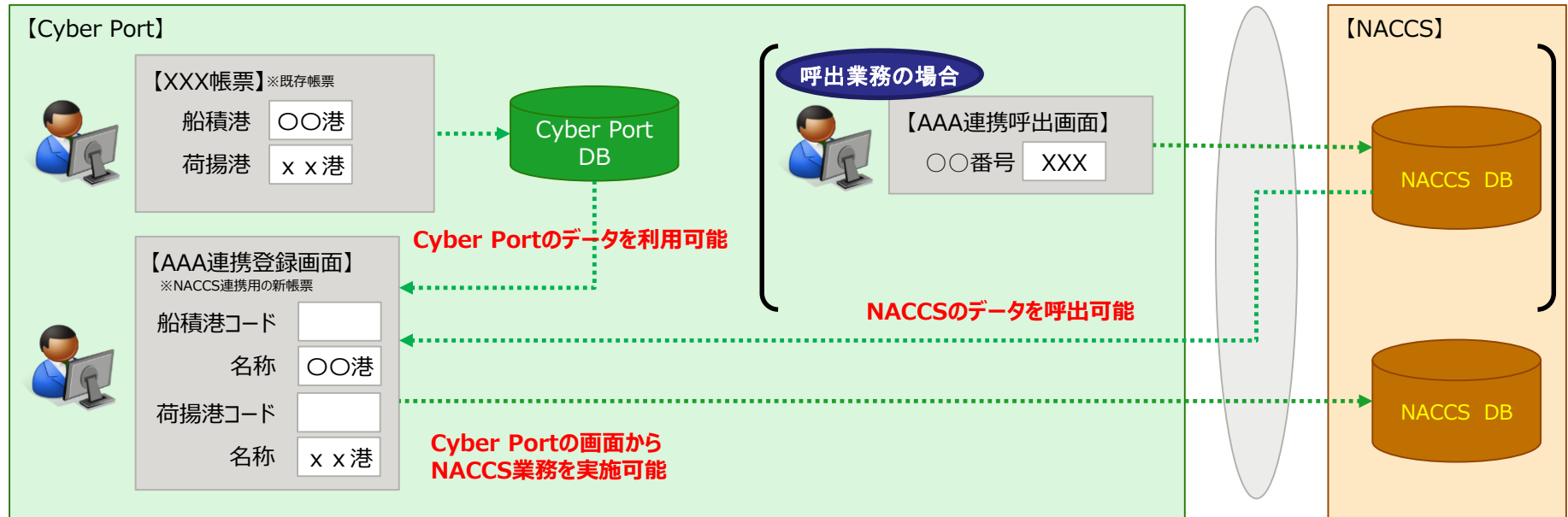
# Cyber PortとNACCSの直接連携の機能

- ・ 利用方法の想定
  - Cyber Portの「GUI」を利用し、NACCS業務を行う。
  - NACCSの利用者IDは事前にCyber Port運営者に申請し、Cyber Portのユーザーと紐づける。
  - NACCS業務を行った際の課金はNACCSセンターより行われる。
  
- ・ 利用者の想定
  - 現状netNACCS※等の画面を用いてデータを手入力している事業者を想定。
  
- ・ NACCS連携機能の概要（イメージ図は次頁以降に記載）

No.	機能		業務コード	機能概要
1	登録業務連携	登録業務	ACL01 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Cyber Portで作成した帳票データを活用しながら、Cyber Portの画面からNACCSへ処理要求を行う。</li> <li>● なお、Cyber Portの帳票データで不足する項目は、今回構築するCyber Portの画面上で補完を行う想定。</li> <li>● 本機能により、Cyber Portで作成した帳票データを活用し、NACCSの業務を行うことが可能となる。</li> </ul>
2		呼出業務	ACL11 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Cyber Portの画面からNACCSの呼出業務を行い、NACCSからの出力情報を保持しながらNo.1の画面に遷移させる。</li> <li>● No.1の画面に遷移した際、NACCSのデータを用いるか、Cyber Portのデータを用いるか選択を可能とする。</li> </ul>
3	照会業務連携		ICG 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NACCSに登録されている情報をCyber Portの画面から照会し、画面に表示する。</li> <li>● 取得した情報は、Cyber Portの帳票画面を介して帳票データへ反映する。</li> <li>● 本機能により、NACCSの照会業務がCyber Port上で行うことができるようになるほか、NACCSの照会業務の出力情報をCyber Portに取込むことで、Cyber Portのデータの充実、後続業務への活用ができる。</li> </ul>

※netNACCS: インターネットよりNACCSパッケージソフトにてNACCSセンターサーバーへのアクセスを行う、NACCSとなります。(NACCS掲示板より引用)

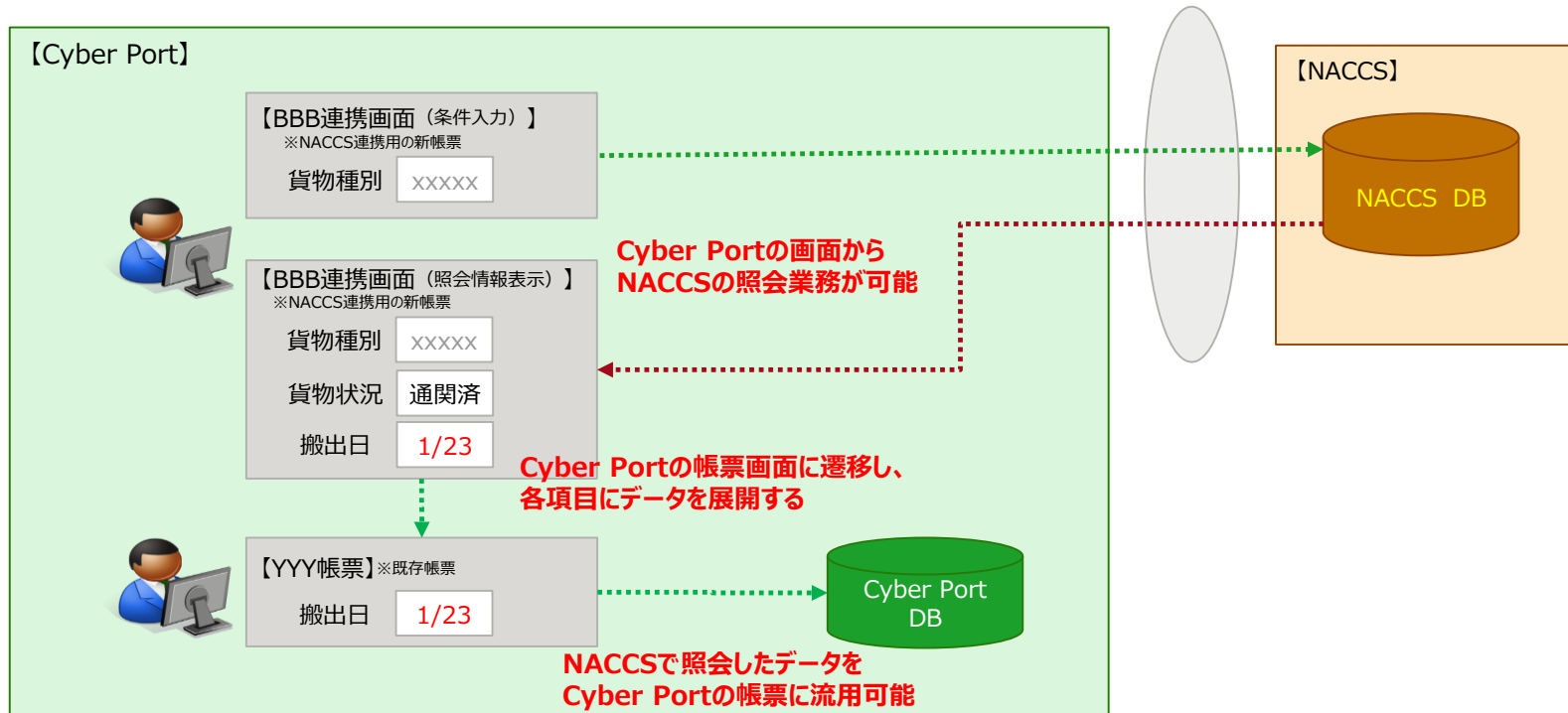
- NACCS連携機能の登録業務のイメージ図と想定効果を以下に示す。



## 【想定する効果の一例】

現状	連携機能利用	想定効果
荷主から海貨へ共有されるS/IやI/V情報(帳票)は紙・PDF等の構造化データでない場合が多い。それらの情報を実際の帳票を見ながらnetNACCSの画面に再度入力し、NACCSの輸出貨物情報登録(ECR)やACL情報登録等を行っている。	荷主が作成したS/IやI/V情報を、Cyber Portを利用することで構造化データとして共有できる。また、これら情報を活用し、Cyber PortからECRやACL等を行うことができるようになる。	Cyber Portに既に登録されているS/IやI/V情報を活用することで、ECRやACLを行う際のS/I情報の入力等の手間が削減されることが期待される。

- NACCS連携機能の照会業務のイメージ図と想定効果を以下に示す。



## 【想定する効果の一例】

現状	連携機能利用	想定効果
NACCSの貨物情報照会(ICG)などの照会業務を利用して手続の進捗状況や貨物の状態を照会している。ただし、それらの情報は画面で確認するのみの場合が多く、後続の業務に活かすことができていない。	海貨がICGをCyber Portから行うことで、Cyber PortのみでNACCSのデータが照会でき、また出力情報である貨物情報をCyber Portに取込む。	Cyber Portに照会業務の出力情報を反映し、Cyber Portに蓄積することで、後続の業務である荷捌依頼等に利用することができる。



# Cyber PortとTradeWaltzの連携に向けた協働発表

○ Cyber Portと、株式会社トレードワルツが運営する貿易プラットフォーム「TradeWaltz」は、今後、システム間連携を行い、日本標準の貿易プラットフォームの構築を目指すことを令和4年6月7日に発表。

国土交通省プレスリリース資料(令和4年6月7日)

Press Release

令和4年6月7日  
港 湾 局

日本標準の貿易プラットフォームの構築を目指し、  
国土交通省港湾局とトレードワルツ社は協働を発表します！  
～海外との取引成立から物流手続まで含めた完全電子化へ～

国土交通省港湾局が運営する物流プラットフォーム「サイバーポート（港湾物流）」（Cyber Port）と、株式会社トレードワルツが運営する貿易プラットフォーム「TradeWaltz」は、今後、システム間連携を行い、日本標準の貿易プラットフォームの構築を目指します。

**日本標準の貿易プラットフォームの構築目指し、協働発表**  
～貿易手続の完全電子化を推進～

トレードワルツ (<https://www.tradewaltz.com>)  
Cyber Port (<https://www.cyber-port.net/>)

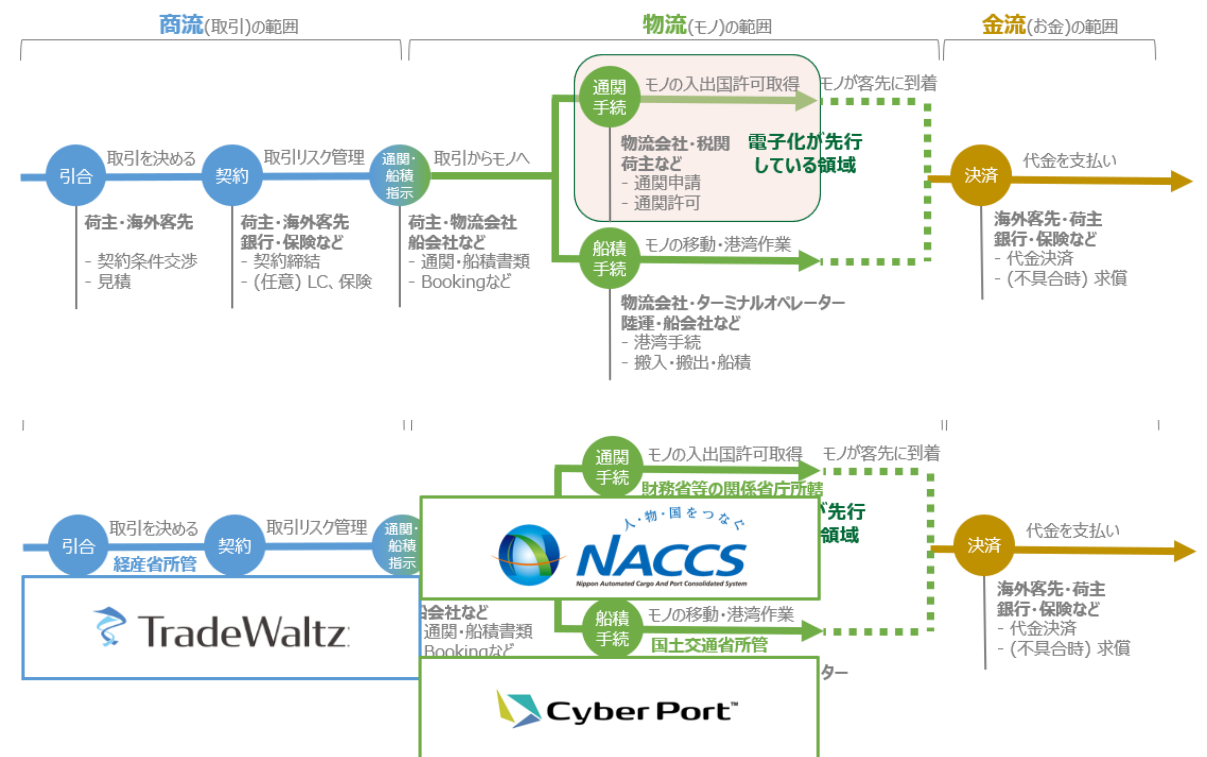
貿易手続のうち物流手続を電子化するプラットフォーム「Cyber Port」は、これまで通関手続を電子化するNACCSとの機能連携を発表（※1）しましたが、今後、商流・金流のプラットフォーム「TradeWaltz」ともシステム間連携を行い、日本標準の貿易プラットフォームの構築を目指します。これにより、海外との取引成立から物流手続まで一気通貫で貿易手続の電子化が図られ、民間事業者の更なる業務効率化や生産性向上が期待されます。詳細は共同プレスリリースをご確認ください。

※1）[https://www.mlit.go.jp/report/press/port05\\_hh\\_000208.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port05_hh_000208.html)

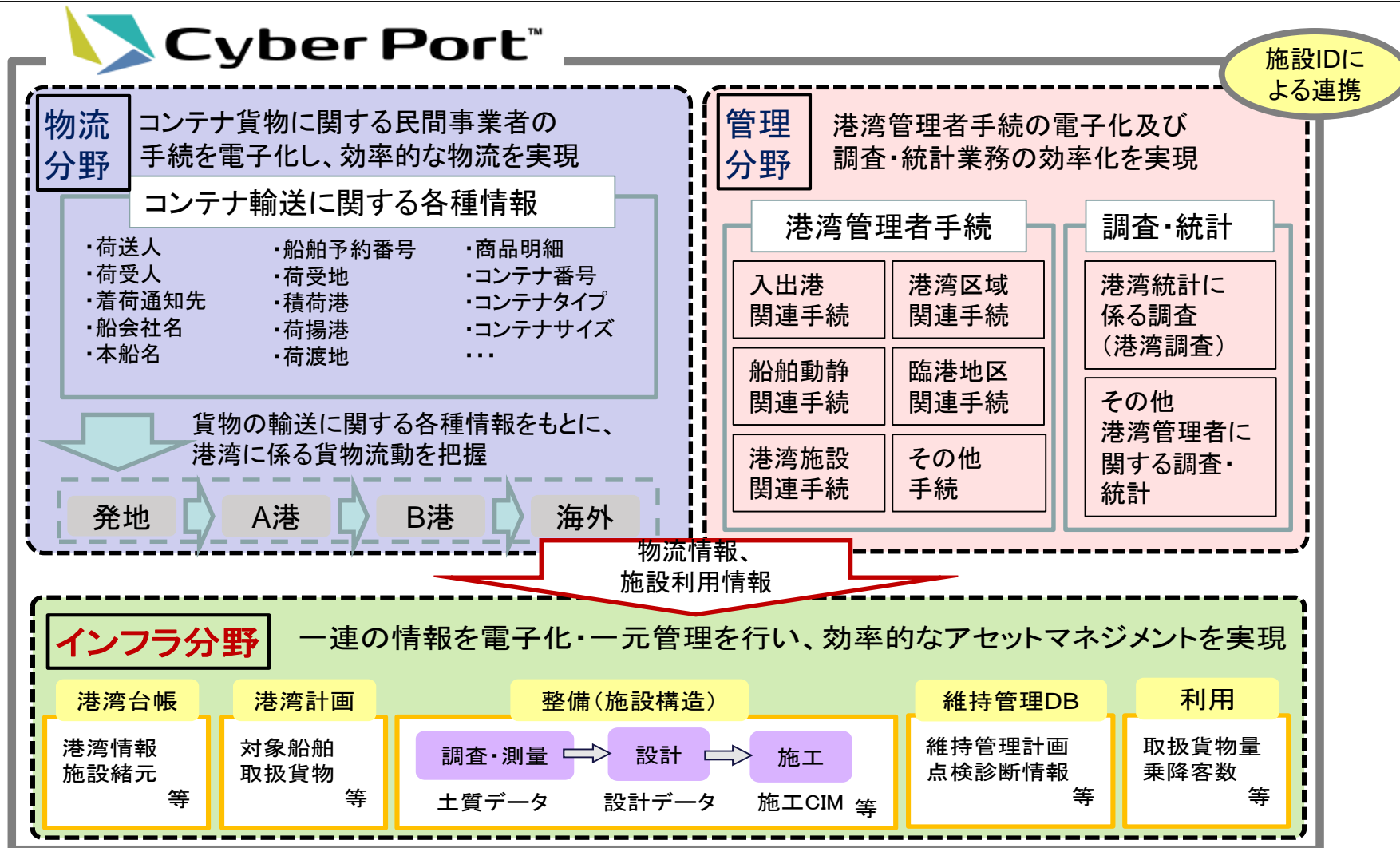
【問い合わせ先】  
国土交通省 港湾局 サイバーポート推進室 中沢、小木  
電話：03-5253-8111（内線 46642、46838）／直通：03-5253-8660  
メールアドレス：hqt-cyberport@mlit.go.jp

Cyber Portは、NACCSとの機能連携に加え、今後、商流・金流のプラットフォーム「TradeWaltz」ともシステム間連携を行い、日本標準の貿易プラットフォームの構築を目指していく。これにより、海外との取引成立から物流手続まで一気通貫で貿易手続の電子化が図られ、民間事業者の更なる業務効率化や生産性向上が図られることを期待。

## 貿易手続の流れ(輸出ケース・海上輸送・簡略記載)



○「Cyber Port」は、我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、民間事業者間の港湾物流手続(港湾物流分野)だけでなく、港湾管理者の行政手続や調査・統計業務の電子化(港湾管理分野)及び港湾の計画から維持管理までのインフラ情報の電子化(港湾インフラ分野)を進め、これらを一体的に取扱うデータプラットフォームを構築し、港湾の電子化を推進する。



【現状と課題】

- Cyber Portでは、各事業者が従来から利用する様式・仕様のもとで作業できるよう、具備する各帳票は、複数事業者のサンプル帳票上の記載項目を最大限(=和集合)項目化して、標準様式を設定している。また、当面の間は、入力する情報のルールは利用する関係者間で決めていただく方針としているところ。
- 今後、Cyber Portを導入する事業者が増えることが見込まれる中、事業者間で円滑なデータ連携を行うためには、「取引先が求める入力必須/任意の項目が分からない」、「数多くの取引先と個別にデータ連携のルールを定める必要が生じる」等の手間を省くことが重要であり、データ流通を促進するためのルール整備やデータ項目の標準化が求められているところ。
- なお、「デジタル社会の形成に関する重点計画(令和3年12月閣議決定)」においても、情報システム間で異なるデータの取扱いルールの標準化等の必要性が述べられている。その一方で、貿易手続の内、商流・金流分野と結節する帳票・データ項目も含まれることから、商流・金流分野における動向も踏まえながら、これら対応を進める必要がある。

(平成30年12月20日)第1回サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)資料4

2. 港湾関連データ連携基盤におけるデータセットの設定の方向性



- データセットは、情報伝達の種類毎にそれぞれ作成。調査によって必要と判断した書類・手続に係る情報については全て項目化する。同種の情報については統合を視野に検討(下図①②)。備考欄に記載される情報も、データ連携範囲を拡大する目的で可能な限り項目化できるよう分析(下図③)。
- 各データセットについては情報項目を追加できるよう、ルールを取り決めた上で拡張可能な構造とする(項目を追加する場合の要件・手続は別途定める)。

輸入コンテナ搬出票の記載項目の例

搬出票	A社	B社	C社	D社	E社
1 申請種別(新規・変更・キャンセル)	●				●
2 申請年月日					
3 社名 連絡先	●	●	●	●	●
4 連絡先	●	●	●	●	●
5 荷渡指図書不要番号	●				
6 書類番号	●				
7 申し込み内容				●	●
8 搬出予定日				●	●
9 船会社名	●	●	●	●	●
10 本船名	●	●	●	●	●
11 航路番号	●	●	●	●	●
12 B/L番号	●	●	●	●	●
13 口数	●	●	●	●	●
14 搬出場所				●	●
15 ティン場所	●	●	●	●	●
16 運送会社名	●	●	●	●	●
17 運送会社電話番号	●	●	●	●	●
18 運送会社FAX番号	●	●	●	●	●
19 運送会社担当者氏名	●	●	●	●	●
20 コンテナ番号	●	●	●	●	●
21 コンテナサイズ	●	●	●	●	●
22 コンテナタイプ	●	●	●	●	●
23 コンテナ種類	●	●	●	●	●
24 通関(済/未)	●	●	●	●	●
25 海貨業者名				●	●
26 搬入日時				●	●
27 返却予定日				●	●
28 搬入先	●	●	●	●	●
29 備考	●	●	●	●	●

「輸入コンテナ搬出票データセット」のイメージ

搬出票
1 申請種別(新規・変更・キャンセル)
2 申請年月日
3 社名
4 連絡先
5 荷渡指図書不要番号
6 書類番号
7 申し込み内容
8 搬出予定日
9 船会社名
10 本船名
11 航路番号
12 B/L番号
13 口数
14 搬出場所
15 ティン場所
16 運送会社名
17 運送会社電話番号
18 運送会社FAX番号
19 運送会社担当者氏名
20 コンテナ番号
21 コンテナサイズ
22 コンテナ種類
23 通関(済/未)
24 海貨業者名
25 搬入日時
26 返却予定日
27 搬入先
28 備考

①入力項目を社名と連絡先に分割

②入力項目をコンテナ種類に統合

③備考の記載事項はできる限り項目化

項目は拡張可能

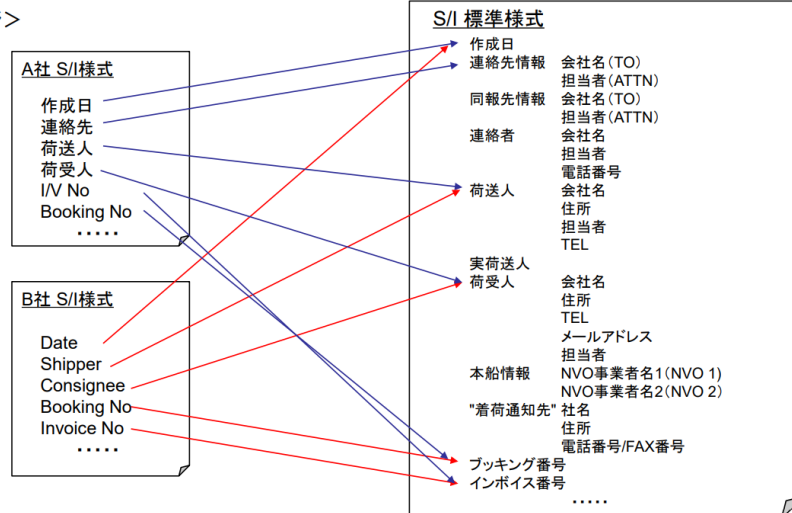
(平成31年3月15日)第2回サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)資料3

標準様式の設定



- ドキュメント毎に、「港湾関連データ連携基盤」で取扱う「標準様式」を設定し、入力項目の紐付けに基づき、各社が従来の様式・仕様のもとで作業できるようにシステム設計に反映。

<イメージ>



➡ 入出力インターフェース、基盤内設計に反映。

【論点】 Cyber Port上で定めるルールやデータ項目の標準化の適用度合いをどのように設定すべきか。

## 1. 各帳票の入力必須/任意の項目に関するルールの適用度合い

※CP: Cyber Port

	案	内容	メリット・デメリット	想定される必要な対応
適用度低	①	各事業者が各帳票の入力必須項目を設定(「タスク管理機能(仮称)」を利用)。	○従来通りのやりとりを踏襲。 ×事業者間で異なる入力必須項目が生じ、運用上手間が大きい。	—
	②	システム側で各帳票の入力必須/任意の項目の標準設定を行う。ただし、各事業者が設定変更可能。	○大多数の事業者が標準設定を利用すれば、事業者間のデータ連携が容易に。柔軟性も確保。 ×標準設定の採用度合いが低い場合は、効果が低い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各帳票の標準設定を決定するため、各業界団体内の意見を集約。</li> <li>各業界団体を通じ、団体に参加する事業者に対する、標準設定の利用促進等。</li> </ul>
適用度高	③	システム側で各帳票の入力必須/任意の項目の標準設定を行う。設定変更は不可。	○事業者間のデータ連携が容易に。 ×柔軟性が低く、標準設定に適用できない事業者にとってはCPの導入の支障に。	

## 2. データ項目の標準化の適用度合い

(案①～③共通) 国際標準やNACCSの標準形式などを参考に、Cyber Port上のデータ項目の標準仕様を示すガイドラインを作成・公表。

	案	内容	メリット・デメリット	想定される必要な対応
適用度低	①	各事業者がガイドラインに沿ってデータ入力することを推奨するが、指針に沿わないデータでも受け付け可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大多数の事業者がガイドラインに沿って利用すれば、事業者間のデータ連携が容易に。柔軟性も確保。</li> <li>×ガイドラインの採用度合いが低い場合は、効果が低い。</li> <li>○事業者間のデータ連携が容易に。</li> <li>×柔軟性が低く、ガイドラインに適用できない事業者にとってはCPの導入の支障に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ項目の標準仕様を決定するため、各業界団体内の意見を集約。</li> <li>各業界団体を通じ、団体に参加する事業者に対する、データ項目の標準仕様の利用促進等。</li> <li>関連するNACCS等の既存システムとの間の調整。</li> </ul>
	②	ガイドラインに沿わないデータが入力された場合、システム上は受け付けるが、沿っていない旨のメッセージを事業者へ通知。		
適用度高	③	ガイドラインの内容をシステム上入力必須とし、沿わないデータは受け付けず、エラーを返す。		

【参考: Cyber Portが扱うデータ項目の標準化動向の調査結果(令和3年度)】

○ Cyber Portが扱うデータ項目(総項目数691件)の内、調査対象とした116項目について調査した結果、国際標準・標準化団体等による標準仕様が存在する項目は、日付・時刻・コード等68件と確認。

Cyber Portが扱うデータ項目の標準化動向の調査結果(抜粋)

項目	説明	ルール	例	標準項目とNACCS 項目一致確認
1 海貨業者_FMC番号	FMCへの登録番号	数字6文字	014703	-
2 フォワーダー_FMC番号	FMCへの登録番号	数字6文字	014703	-
3 通関業者_FMC番号	FMCへの登録番号	数字6文字	014703	-
4 船社コード	米国における運送会社識別コード	英数字4文字	MSCU	○
5 IMO船舶識別番号	海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS)によって規定	英字「IMO」+数字7文字	IMO9312793	-
6 コールサイン	頭1桁から3桁ごとに各国に割り振られる。各国は更に数字を付加して国内の無線局に割り振ることで、世界で一意的な無線局識別符号とするもの	国を表す英数字1~3文字 + 無線局を表す英数字3~7文字(日本の場合)	JD2804	○
7 積荷港_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字+半角スペース+地名英字3文字	CN SHA	○
8 荷揚港_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字+半角スペース+地名英字3文字	CN SHA	○
9 經由港_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字+半角スペース+地名英字3文字	CN SHA	○
10 荷受地_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字+半角スペース+地名英字3文字	CN SHA	○
11 荷渡地_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字+半角スペース+地名英字3文字	CN SHA	○
12 最終仕向地_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字+半角スペース+地名英字3文字	CN SHA	○
13 HSコード	WCOが管理しているHS条約に基づいて定められた、あらゆる貿易品目を対象にしたコード	類を表す数字2文字 + 項を表す数字2文字 + 号を表す数字2文字	010121	○
14 原産国_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字	CN	○
15 原産地_コード	国連欧州経済委員会 (UNECE) が制定した貨物関係の地名・場所を対象にしたジオコーディング方式コード。iso3166に則っている。	国名英字2文字	CN	○
16 商品単価通貨	各種の通貨を表すコード	国名コード英字2文字 + 通貨頭文字英字1字	JPY	○
17 商品ネット重量_単位コード	国連が規定する貿易における数量の単位を表すコード	英数字2~3文字	KGM	○
18 商品ロス重量_単位コード	国連が規定する貿易における数量の単位を表すコード	英数字2~3文字	KGM	○
19 商品体積_単位コード	国連が規定する貿易における数量の単位を表すコード	英数字2~3文字	KGM	○
20 商品総ネット重量_単位コード	国連が規定する貿易における数量の単位を表すコード	英数字2~3文字	KGM	○
21 商品総ロス重量_単位コード	国連が規定する貿易における数量の単位を表すコード	英数字2~3文字	KGM	○

データソース

絞込条件

サイバースポーツ上の全データ項目

✓ 複数帳票で共有される項目が、標準仕様されている可能性が高いと想定し抽出

✓ 単独帳票に存在する項目を除外\*  
\*例: 危険物明細書(コンテナ船積責任者\_署名)、パッキングリスト(パッキングリスト商品ID)等

✓ テキスト\*入力が想定される項目を除外  
\*例: 会社名・場所等の名称、住所、担当者、電話番号、FAX番号、メールアドレス説明文、適用、金額等

項目数: 333件

項目数: 264件

項目数: 95件

✓ 日付、時刻の項目を抽出

項目数: 21件

Date: 12件

Time: 9件

標準化: 47件

確認できず: 48件

総項目数: 691件